

第13回大館圏域産業祭商工展出品規定

第13回大館圏域産業祭商工展の出品に関する事項は、次の規定に基づき処理するものとする。

1. 出 品 物

出品物は大館市及び周辺地域における地元産品であって、次に掲げる分類に基づく品目とする。

分 類	品 目
木 製 品	製材、張柾、集成材、建具、桶樽、家具、その他木製品
機 械 金 属 品	機械器具、刃物 他
化 学 窯 業 品	コンクリート、ブロック 他
食 料 品	菓子、酒類、農産加工品 他
織 繊 品	衣類、作業衣、メリヤス製品
小 工 芸 品	漆器、曲げ物、その他の民芸品
そ の 他	ダンボール、畳、紙製品 他

2. 出 品 資 格

大館商工会議所及び大館北秋商工会・かづの商工会の会員事業所に限る。

3. 価格及び量目の表示

- (1) 出品物には1点毎に事務局の価格票を貼し、適正価格を表示すること。
- (2) 食料品については、食品衛生法に基づき、品質及び製造年月日並びに計量法に基づく量目の表示を行うものとする。

4. 出 品 数

出品数量については、事務局と出品団体又は個人が協議のうえ決定するものとする。

5. 展 示 出 品 料

展示出品料は無料とする。

6. 出 品 申 込み

別に定める出品申込書に記入の上、9月24日(金)までに事務局(大館商工会議所・大館北秋商工会)へ提出する。また、団体等においては組合毎に取りまとめ提出する。

なお出品申込書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに事務局へ連絡すること。

7. 搬 入 及 び 陳 列

- (1) 出品物の搬入及び陳列は、事務局の指示に従い出品者の責任において実施し10月22日(金)午後1時より同日午後4時まで完了するものとする。
- (2) 出品物には1点毎に別に定める出品票を付けること。
- (3) 特殊な装備又は陳列を希望する場合はあらかじめ事務局へ申しでること。なお、この場合に要する経費は、出品者の負担とする。

8. 搬 出

出品物の搬出は、原則として出品者の責任において実施し、10月25日(月)午前9時より同日午前11時までに完了するものとする。

9. 展示品の販売等

原則として展示品の販売は出来ないが、出品者の希望により売約した場合、引渡しは会期終了後に行うものとする。

10. 出 品 物 の 保 護

出品物の保護については、事務局が万全を期すが天災地変、その他不可抗力による損害についての責任は負わないものとする。

11. そ の 他

その他必要な事項については、その都度出品者と協議のうえ定めるものとする。